

安芸津中生徒の心得

東広島市立安芸津中学校

令和6年4月1日改定

【目的】

この心得は、学校生活に必要なルールです。学校生活を安心して明るく楽しいものにするために、一人一人が内容を十分に理解し、守っていきましょう。

1 校内生活

(1) 登校時刻及び下校時刻を守る。

①登校時刻は、年間を通して8時10分とし、HR教室で着席しておく。

※8時10分のチャイムが鳴り終わったときに、HR教室で着席していなければ遅刻とする。

②下校時刻は、次の通りとし、各時刻までに校門を出る。

4月 1日	～	9月30日	18時00分
10月 1日	～	10月15日	17時45分
10月16日	～	10月31日	17時30分
11月 1日	～	12月31日	17時00分
1月 1日	～	2月 末日	17時15分
3月 1日	～	3月31日	17時30分

③遅刻、欠席、忌引の場合は、8時までに保護者に連絡してもらう。

④遅刻して登校した場合は、職員室で報告し、登校時刻をホワイトボードに記入してから授業教室へ行く。

⑤早退する場合は、学校から保護者へ事前に連絡してから帰宅する。

⑥登校したら、原則、校外には出ない。特別な理由があるときは、職員室に連絡して許可を得てから外出する。

(2) 大きな声で、元気よくあいさつや返事をする。

①先生、生徒、来校者などに、立ち止まって笑顔であいさつをする。

②授業の始まりと終わりは、号令に合わせてあいさつをする。

③呼名されたとき、はっきりと返事をする。

(3) HRの時間を充実する。

<朝のHR>

①1分間スピーチをよく考えまとめ、他者に聞こえる声で発表する。

②チャイムが鳴る1分前までに着席し、読書習慣を定着する。

<帰りのHR>

①一日の反省、教科、委員会の伝達をする。

(4) 授業規律を守る。

①忘れ物をせず、授業道具を机上に用意し、1分前には席に座って待つ。

②黙想は、授業者の合図があるまで姿勢を正して（立腰）心を落ち着かせる。

③読む力、聞く力、考える力、発表する力を付ける。

④板書されたものはノートに書き、まとめる。

- ⑤体育で見学する場合は体操服とし、「生活の記録」の所定欄へ保護者に記入してもらう。
- (5) 特別棟の教室に移動する際は、自分の階（4階の学年は3階）の渡り廊下を利用し、特別棟の中央階段を通過して移動する。各教室に戻る際も、同様とする。
- (6) 提出物、宿題をきちんとする。
- ①「生活の記録」に丁寧に記入し、毎日提出する。
- ②宿題は家で行い、提出期限を守る。
- (7) 給食の準備、食事、片づけをきちんとする。
- ①当番の人は、白衣、帽子、マスクを教室で着用し、時間内に準備する。
- ②当番以外の人は、図書室・廊下・少人数教室にて静かに読書や自習をして待つ。
- (8) 体調がすぐれない場合、保健室を利用することができる。
- ①利用時間は1日50分以内とする。体調の回復が見込めない場合は、学校から保護者に連絡をし、早退する。
- ②保健室の利用が度重なる場合は、担任から保護者に連絡し医療機関への受診をすすめる。
- ③生徒のみで早退する場合は、必ず家に着いたら中学校へ電話連絡をすること。
- (9) 無言で掃除に取り組む。
- ①予鈴までにそれぞれの場所へ移動・整列し、放送の号令で黙想する。
- ②放送の号令であいさつをし、無言清掃を時間いっぱい隅々まで協力して行う。
- (10) 部活動に所属している生徒は、部活動に参加する。
- ①帰りのHR終了後すぐに着替え、部活動場所へ移動する。
- ②欠席、遅刻、早退するときは、職員室前の届に記入して部活動顧問に提出する。
- ③部活動に参加していない生徒は、速やかに下校する。
- (11) 通学方法の変更、住所または保護者の変更、校舎校具の破損、金品の紛失または拾得、感染症発生などは、速やかに担任へ申し出る。

2 頭髪など

- (1) 学習の妨げにならない髪型とする。
- (2) 片方のみ短くしたり、斜めに切ったり、立てたり、整髪料をつけたりしない。また、モヒカンなどの髪の長さを大きく変えて段差をつける髪型にしない。
- (3) 前髪は目にかからない長さとする。ピンを使用する場合は黒で、横髪のみ2本までとする。横や後ろが肩についたときは、黒、紺、茶色のゴムで1つまたは2つに結ぶが、ポニーテール（結ぶ位置が耳の高さより上）は禁止する。リボンを使用しない。
- (4) 染色、脱色、パーマ、そり込み、線入れなどは禁止する。
- (5) 眉毛をぬく、そるなどは禁止する。
- (6) 耳にピアスの穴をあけたり、イヤリングなどをつけたりしない。
- (7) 爪は短く切り、磨いたり、マニキュアをつけたりしない。
- (8) 刺青、タトゥー、整形などは禁止する。
- (9) その他
- ・口紅やマスカラ、化粧などは禁止する。日焼け止めクリーム・制汗スプレー・リップクリームやハンドクリームは無色無香料のものとし、保護者から使用申請を行い、学校の許可を得て使用する。（但し、汗拭きシート類は禁止とする）

・上記のものや櫛や手鏡を使用する場合は、更衣場所やトイレの手洗い場などで使用する。

3 服装など

(1)服装

- ①学校指定の制服を着用し、シャツのすそをズボンの中に入れる。
- ②ズボンやスラックスを履く場合は、腰骨より上でベルトを締める。
- ③スカートを履く場合は折ったり切ったりせず、膝下の長さとする。(膝を地面についてスカートが地面につく長さ)
- ④ベルト着用の際は、色を黒・紺・茶の一色で飾りをつけてない物とし、しっかりとめる。
- ⑤冬は、学校指定のブレザーの下に、学校指定のセーターまたはベストを着用してもよい。セーターは上着の袖口から出さないようにする。
- ⑥冬は、登下校時に、学校指定のウインドブレーカーを着用してもよい。着用時は、チャックは上まで上げ、着脱は教室で行う。
- ⑦冬は、登下校時や外で行う体育の授業の準備運動までの時は、手袋を着用してよい。ただし色は白・黒・紺・グレー・茶を基調とした華美でないものを使用すること。

(2) 6月1日、10月1日のそれぞれ前後2週間を夏服・冬服の移行期間とする。

完全移行は、気候に合わせて随時連絡する。

(3) 無地の白色の下着を着用する。(Tシャツは、ワンポイント可)

(4) 体育館シューズは、学校指定のものを体育館のみで使用する。

(5) 靴下は、男女とも装飾のない白ソックスで、くるぶしが完全に隠れているものとする。(地面から15cm以上、ひざ下の長さまでとする。) ルーズソックスや折ってはくことは禁止する。(ワンポイントソックス不可)

(6) 靴は白色(色線なし)のものとし、かかとに記名する。

(7) 名札は指定のものを左胸に縫いつける。

(8) 手首や足首にゴムや飾りをつけない。

4. 所持品

(1) 登下校中、マフラーの使用は禁止する(ネックウォーマー、手袋は可)。

(2) 学校指定の通学カバン(授業道具・タブレット等)とスポーツバッグ(体操服、部活動道具)を使いわけ、ロッカーに入れる。飾りを付けたり、落書きをしない。

(3) 上履きは、学校指定の物を使用し、かかとに記名する。

(4) 所持品には、記名をする。

(5) 金品の貸し借り、物品の売買は禁止する。

(6) 学校生活に不要なものは持参しない。持参してきた場合は、学校が預かり、保護者に直接返却する。

(7) 貴重品は、先生に預ける。

(8) はさみ、カッターその他鋭利な刃物は、授業で指示されない限り、学校への持ち込みを禁止する。

(9) 筆箱は、ぬいぐるみタイプなどの華美なものは使用しない。

5 通学

- (1)安全に留意しながら、交通ルール・マナーを守り、決められた通学路を通る。
- (2)自転車に乗る際は、並列走行や2人乗りなど危険な運転はしない。
- (3)登下校中の寄り道、飲み食いは禁止する。
- (4)登下校時の不審者対策のための防犯ブザーは、必要があれば各自で用意する。
- (5)ケガや体調不良等で保護者に送迎してもらう場合は、学校外で降車・乗車する。
特別な事情（骨折等）があり、学校敷地内で降車・乗車する場合は、保護者が学校へ事前に連絡し許可を得る。

6 自転車・ヘルメットについて

- ①自転車点検（通学に適しており、きちんと整備されたもの）に合格し、自転車通学許可証が貼られている自転車を使用する。
 - ・ライト、カゴ、ブレーキ、反射鏡、ベルを完備する。
 - ・前のかごはよいが、横のかごは禁止する。荷台を取り付ける。
 - ・安全上問題のあるハンドル（ドロップ、変形など）は使用しない。
 - ・改造や飾り付け（ハブステップ等）はしない。
- ②乗車するときはヘルメットを着用し、並列運転は禁止する。
- ③荷物を背中に背負って運転しない。
 - ・荷物は、荷台にひもでくくり付ける。
- ④自転車のかぎは必ず抜いて自分で管理すること。
- ⑤ルール、マナーが守れない場合は、自転車通学を相当期間停止する。
(例) かぎ抜き忘れ（3回目：1日預かり 6回目：3日預かり 9回目以降：5日預かり）
荷紐未着用走行・・・1日
- ⑥3日間自転車を学校で預かる場合の項目
 - ・自転車2人乗り
 - ・信号無視
 - ・あご紐外し
 - ・ヘルメット未着用
 - ・斜め横断
 - ・横断歩道内を乗車 等

7 自転車運転練習について（新入生対象）

- ①通学の交通安全を図るため、新入生全員を対象に、4月中に警察署・PTA等の協力を得て、自転車運転練習を行う。
- ②自転車通学者は、休日を利用して練習しておく。入学直後は事故が起こりやすいため、特に気をつけて運転する。

8 その他

- (1)携帯電話やスマートフォン、タブレット（学校対応のものは除く）等の学校への持ち込みは禁止する。
- (2)保護者が同伴しない生徒だけでの外泊は禁止する。
- (3)保護者が同伴しない生徒だけでの娯楽施設（カラオケボックス、ゲームセンター、ボーリング場、ビデオ取扱店、大型店舗内のゲームコーナーや映画館、インターネットカフェなど）への出入りは禁止する。
- (4)放課後や休日などに用事（忘れ物を取りに来るなど）があつて登校する場合は、制服（体操服可）を着用する。なお、休日や遅い時間のときは、事前に電話確認をして入校する。
- (5)卒業生や部外者の学校内への無断立ち入りは禁止する。用事のある場合は、職員室へ事前連絡し、入校する。
- (6)アルバイトは原則として禁止するが、特別な理由がある場合は、保護者が記入した用紙を提出する。

9 特別な指導について

「社会で許されないことは、学校においても許されない」ことである。

問題行動を反省し、自己を見つめ直し、よりよい学校生活を送ることができるよう特別な指導を行う。

<特別な指導に該当する問題行動>

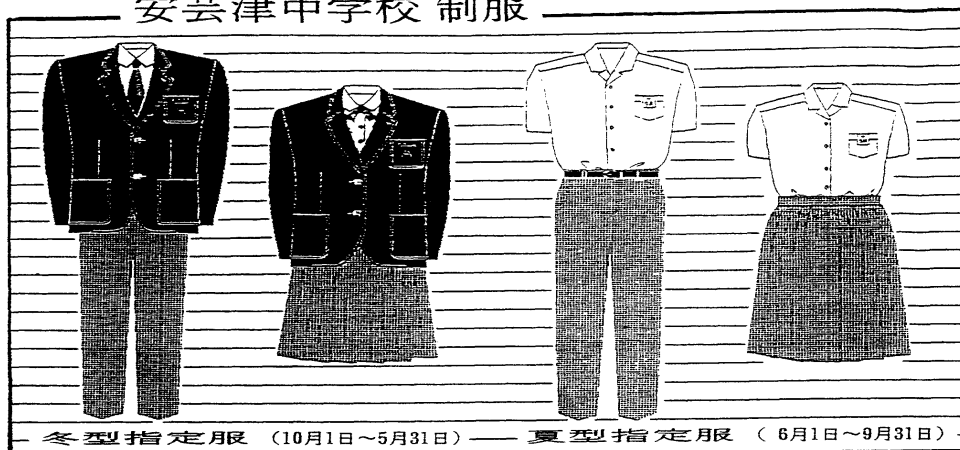
- (1)法令・法規に違反する行為…内容によっては関係機関と連携を取る
 - ① 飲酒、喫煙
 - ② 暴力、威圧、強要行為
 - ③ 建造物破損、器物破損
 - ④ 窃盗、万引き、占有離脱物横領
 - ⑤ 性に関するもの
 - ⑥ 薬物等乱用
 - ⑦ 交通違反
 - ⑧ 刃物等所持
 - ⑨ その他法令、法規に違反する行為
- (2)学校の規則等に違反する行為…内容によっては関係機関と連携を取る
 - ① 暴力行為（対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物破損）
 - ② 飲酒、喫煙及び準備行為（購入、所持）
 - ③ いじめ
 - ④ 登校後の無断外出、無断早退
 - ⑤ 指導に従わない（指導無視、暴言、授業エスケープ、授業時の立ち歩き）
 - ⑥ 携帯電話等の不要物の所持、使用、預かり
 - ⑦ 不正行為（試験時のカンニングなど）
 - ⑧ 家出及び深夜徘徊
 - ⑨ 金品強要
 - ⑩ 無免許運転及び同乗

- ⑪ 無断アルバイト
- ⑫ 暴走族等、い集集団への加入及び参加
- ⑬ 不健全娯楽や不純異性交遊
- ⑭ その他、学校が教育上指導を必要とする判断した行為（頭髪違反など）

安芸津中学校制服等の規定

（詳細は、安芸津衣料品組合とメーカーの仕様書があり、それによって縫製されます。）

安芸津中学校 制服



本校指定制服規定

(1) 制服

- ◆ブレザー（上着）
- ◆ズボン（スラックス）・スカート
- ◆ネクタイ（リボン）

(2) シャツ

- ◆冬用 標準型カッターor 白無地ブラウス（シヨールカラー）
- ◆夏用 ポロシャツ（学校指定のもの）

(3) オプション〈希望者のみ〉

- ◆夏用スラックス
- ◆夏用スカート
- ◆ベスト スクールセーター（グレー） 男女 S~XL
【胸に安芸津中の「A」マーク入り】